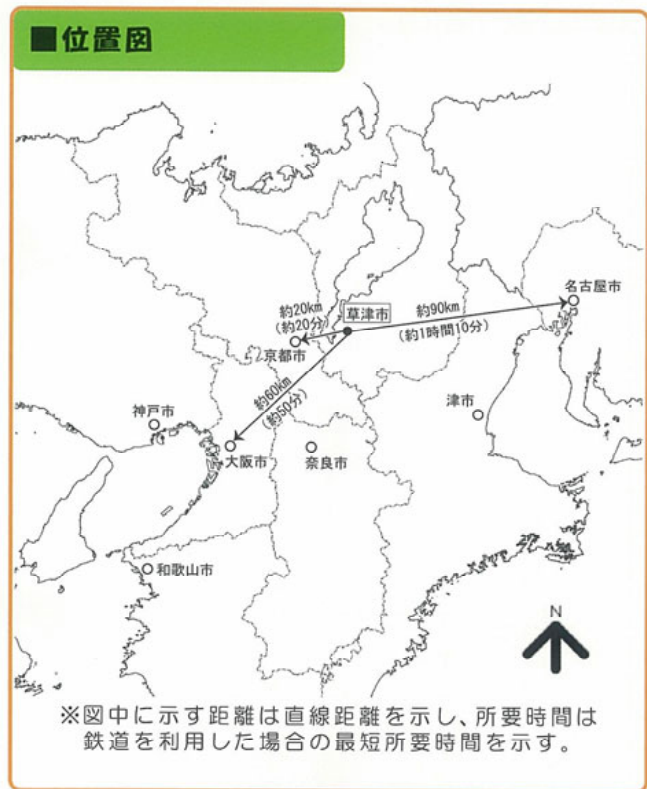


### 3. 本市の広域的な位置付け

本市は、琵琶湖の湖南に位置し、京都市へ約 20km（約 20 分）、大阪市へ約 60km（約 50 分）、名古屋市へ約 90km（約 1 時間 10 分）圏域内にある都市です。市内には、JR 東海道本線（JR 琵琶湖線）や JR 東海道新幹線、国道 1 号および名神高速道路といった国土軸を形成する重要な広域交通網があります。さらに平成 17 年 3 月には名神高速道路草津田上 IC が開設したことにより、一層の交通機能の向上が図られています。

このような特性をもつ本市の広域都市圏における位置付けは以下のように設定されており、大津湖南地域における重要な都市として発展が望まれています。



#### (1) 近畿圏整備法による都市開発区域

本市は、近畿圏整備法<sup>※</sup>における都市整備区域に位置しており、これを受けて策定された琵琶湖東部区域都市開発区域建設計画において、以下のような方向性が位置付けられています。

- ・住宅地、業務地の適正な配置の下に質の高いサービス機能や居住環境の整備を行っていく。
- ・研究開発機能<sup>※</sup>の強化を図るとともに、中枢管理部門<sup>※</sup>を備えた企業や新たな産業を育成し、学術・文化・産業の中枢都市圏を形成していく。

**近畿圏整備法**：近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とした法律。

**研究開発機能**：厳密な定義ではないものの、大学や民間研究機関などにおいて、先端技術や基礎的技術分野などの研究開発を推進する機能のこと。

**中枢管理部門**：厳密な定義ではないものの、企業等の組織において情報などを集中的に管理するような部門のこと。

## (2) 広域行政圏計画における大津湖南地域広域市町村圏

大津湖南地域の6市（大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市（旧石部町））それぞれが、主体的な連携と多様な交流を結ぶことにより、自立した社会と豊かな地域を形成していくことを目指しています。

## (3) 都市計画法における都市計画区域

本市は、都市計画法に基づいて大津湖南都市計画区域※に指定されており、周辺の都市を含めた一体の都市として、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進を目指しています。

このなかで本市は、無秩序に市街地を拡大することなく、自然・歴史的環境との調和を図っていくことが求められています。



大津湖南都市計画区域：大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市（旧石部町）を含む都市計画区域。